利益の処分に関する書類

（平成25年８月22日）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			24,259,567
当期総利益		24,259,567	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		24,259,567	24,259,567

行政サービス実施コスト計算書

（平成24年４月１日～平成25年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
損益計算書上の費用			
調査指導業務費	5,393,936,235		
一般管理費	963,702,815		
財務費用	96,944		
臨時損失	12,290,798	6,370,026,792	
（控除）自己収入等			
事業収益	△　45,824,541		
受託調査研究収益	△　1,210,151		
雑益	△　1,263,256		
財務収益	△　2,136		
臨時利益	△　417,944	△　48,718,028	
業務費用合計			6,321,308,764
Ⅱ　損益外減価償却相当額			457,771,283
Ⅲ　損益外利息費用相当額			4,372,628
Ⅳ　損益外除売却差額相当額			1,717,082
Ⅴ　引当外賞与見積額			△　6,608,395
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			△　143,482,700
Ⅶ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃貸取引の機会費用		390,087,008	
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用		45,662,703	435,749,711
Ⅷ　行政サービス実施コスト			7,070,828,373

重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しています。

これは、農林水産消費安全技術センターは検査及び分析を主な業務としており、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、予定された成果の達成度を定量的に把握すること及び業務毎に予定コストを算出することが困難であることに加え、業務の実施と運営費交付金との対応関係が不明確であるためです。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

有形固定資産の減価償却については、定額法を採用しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物　　２年～50年
構築物　　２年～60年
機械及び装置　３年～30年
車両運搬具　　６年
工具器具備品　２年～20年

耐用年数については、法人税法に規定する基準に従っています。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

無形固定資産の減価償却については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数は以下のとおりです。

特許権　　８年
ソフトウェア　５年

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の賞与については、運営費交付金で財源措置されるため、賞与に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除して計算しています。

４．退職手当に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職手当については、運営費交付金で財源措置されるため、退職手当に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合要支給額から前期末の自己都合要支給額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積相当額を控除して計算しています。

５．棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価基準を採用しています。

６．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金及び随時引き出し可能な預金としています。

７．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の国有財産の無償使用料による機会費用の計算方法

当法人が無償使用している国有財産の機会費用は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第６項の規定に基づき定められている「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年１月７日蔵管第１号大蔵省管財局長）により使用料を算定しています。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用は、資本剰余金相当額を含めた政府出資等の純資産額に平成25年３月29日における10年利付国債の当期末利回りである0.560％で計算しています。